

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（車枠及び車体） 第十五条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6） 次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添二十四の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十六年国土交通省告示第 号）による改正前の細目告示別添二十四の基準に適合するものであればよい。</p> <p>一 平成十六年七月十五日以前に製作された自動車</p> <p>二 平成十六年七月十六日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 平成十六年七月十五日以前に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であつて、側面衝突時の乗員保護に係る性能に変更のないもの</p> <p>ロ 平成十六年七月十六日以降に新たに法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であつて、平成十六年七月十五日以前に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車に、側面衝突時の乗員保護に係る性能についての変更以外の変更のみを行ったもの</p> <p>ハ 国土交通大臣が定める自動車</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（車枠及び車体） 第十五条（略）</p> <p>2）5（略）</p>